

仙台市の就学支援の在り方検討委員会設置要綱

(令和2年10月29日教育長決裁)

(設置目的)

第1条 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の選択に一層柔軟に対応する体制を構築するために、本市の就学支援の在り方について、専門的知見を有する者等からの参考意見を徴することを目的として、仙台市の就学支援の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 本市の就学支援に係る体制に関すること
- (2) 仙台市就学支援委員会の審議等に関すること
- (3) 学びの場の選択に係る関係行政機関等との連携に関すること
- (4) その他学びの場の選択に関すること及び個に応じた一貫した支援に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次に関する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する委員10名以内をもって構成する。

- (1) 専門医
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 小学校長、中学校長及び特別支援学校長
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から「仙台市の就学支援の在り方について（最終報告）」を教育長に報告する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局学校教育部特別支援教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から実施する。